

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例  
案

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第45条の4」を「第45条の5」に改める。
- (2) 第45条の2中「同条第9項」の次に「(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に改める。
- (3) 第45条の3第2項中「1月間」の次に「(当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めるときは、1月以内で市長が定めて告示する期間)」を加える。
- (4) 第45条の4中「2週間」の次に「(当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めるときは、2週間以内で市長が定める期間)」を加え、第5章中同条の次に次の1条を加える。

(非常災害時における委託)

第45条の5 前3条（第45条の2第2号及び第3号を除く。）の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出について準用する。この場合において、第45条の2中「市長」とあるのは「法第9条の3の3第1項に規定する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条

及び第45条の3第1項第4号中「生活環境影響調査」とあるのは「受託者生活環境影響調査」と、第45条の2及び第45条の3第1項中「報告書」とあるのは「受託者報告書」と、第45条の2中「縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この章において「意見書」という。）を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、同条第1号中「ごみ処理施設」とあるのは「ごみ処理施設のうち焼却施設」と、第45条の3第2項中「報告書は」とあるのは「受託者報告書は」と、「当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害」とあり、及び前条中「当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害」とあるのは「非常災害」と、同条中「意見書」とあるのは「生活環境の保全上の見地からの意見書」と読み替えるものとする。

(5) 別表1くみ取手数料の項中「320円」を「350円」に、「530円」を「650円」に改め、同表汚泥処分手数料の項中「120円」を「130円」に改める。

(6) 別表2中「20銭」を「10銭」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和2年4月1日から、別表2の改正規定及び附則第5項の規定は令和3年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第45条の2から第45条の5までの規定は、非常災害の状況において設置又は変更をしようとする一般廃棄物処理施設で、この条例の施行の日までに報告書の縦覧手続が行われていないものについて適用する。

3 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、同日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前の処分に係る手数料については、な

お従前の例による。

- 5 改正後の別表2の規定は、令和3年1月1日以後の処理又は処分に係る費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る費用については、なお従前の例による。

(理 由)

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例に基づき、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置に係る手続等を定めるとともに、一般廃棄物処理手数料等を適正な額に改定するため、本案を提出する。